

# キャンセルポリシー

## ■新型コロナウイルス感染症に関する取り組み

住んでみたい当別推進協議会（以下「協議会」という。）では、おためし暮らし事業利用者様及び協議会関係者の健康と安全を守るため、以下の取り組みを実施しています。

- ・協議会関係者は、検温・体調管理の上、手洗い・うがい・マスク着用を徹底し、業務に従事します。
- ・おためし暮らし事業体験住宅内の扉の取っ手などお手に触れる部分は、利用前に協議会関係者が消毒します。

利用者様におかれましても、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、公共施設等をご利用の際や人と対面する際には、マスク着用をはじめとする感染予防をお願い申し上げます。

## 【おためし暮らし事業 ご利用前のお願い】

次の①～⑤に該当される方は、おためし暮らし事業への参加につきまして、再度ご検討ください。

「政府、自治体による移動制限によるキャンセル」や「下記①～⑤への該当によるキャンセル」の場合、本キャンセルポリシーに関わらず、キャンセル料はいただきません。

移動制限や行動制限、またはそれに準ずる要請等があった場合、協議会の判断によって受け入れを中止とする場合がございます。

なお、利用者様ご自身で手配された航空券等のキャンセル料等が生じた場合につきましては、自己負担となりますので、予めご了承ください。

①風邪の症状（くしゃみや咳が出る）や37.5度以上の熱がある方。

※ご出発前に検温をお願いします。

②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方。

③咳、たん、胸部不快感のある方。

- ④同居のご家族や身近な知人に、上記①～③の症状のある人がいらっしゃる方。
- ⑤新型コロナウイルス感染症が疑われる症状のある方。

当別町へご到着の際に37.5度以上の体温がある等、新型コロナウイルス感染症の所見がある方は、おためし暮らし事業のご利用をお断りさせていただく場合があります。予めご了承ください。

### 【おためし暮らし事業 ご利用（滞在）中のお願ひ】

- ・当別町へ滞在中に、発熱や咳等の自覚症状が出た場合は、「北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター」等にご相談するとともに、協議会事務局（Tel 0133-23-3042）までご連絡ください。
- ・利用者様がPCR検査で新型コロナウイルス感染症の「陽性」となったことに伴い、キャンセル（解約）の申し出があった場合、キャンセル料はいただきません。なお、体験住宅を実際に利用された期間の賃料は、ご負担いただきます。

## ■自己都合によるキャンセル

おためし暮らし事業の体験住宅について、利用開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降に、自己都合によるキャンセル（解約）が生じた場合、契約締結した利用者様以外に体験住宅の利用ができない期間が生じるため、次のとおりキャンセル料をいただきます。キャンセル料の上限は30,000円です。

- (1) 「利用開始日の前日から起算してさかのぼって31日目にあたる日以前」に解約した場合
  - ・キャンセル料はいただきません。
  - ・利用者様が貸主にすでにお支払いしている手付金30,000円は、振込手数料を差し引いた金額を返金いたします。
  
- (2) 「利用開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日から利用開始日の前日まで」に解約した場合
  - ・キャンセル料をいただきます。
  - ・キャンセル料には、利用者様が貸主にすでにお支払いしている手付金を充当します。
  - ・契約締結した賃料が60,000円以上の場合、キャンセル料は30,000円とし、手付金を充当させていただきます。
  - ・契約締結した賃料が60,000円未満の場合、その賃料の2分の1の額をキャンセル料とします。手付金30,000円からキャンセル料及び振込手数料を差し引いた額を、貸主が利用者様へ返金いたします。  
(例) 賃料が40,000円の場合
$$40,000円 \times 1/2 = 20,000円$$
$$30,000円 - 20,000円 = 10,000円$$
※10,000円から、振込手数料を差し引いて返金する。
  
- (3) 「利用開始後」に解約した場合
  - ・キャンセル料をいただきます。
  - ・キャンセル料には、利用者様が貸主にすでにお支払いしている手付金を充当します。

- ・「契約締結した賃料」と「実際の利用期間にかかる賃料」の差額が60,000円以上の場合、キャンセル料は30,000円とし、手付金を充当させていただきます。
- ・「契約締結した賃料」と「実際の利用期間にかかる賃料」の差額が60,000円未満の場合、その賃料の差額の2分の1の額をキャンセル料とします。手付金30,000円からキャンセル料及び振込手数料を差し引いた額を、貸主が利用者様へ返金いたします。

(例) 賃料を100,000円で契約していたが、実際の利用期間での賃料が60,000円となった場合

$$100,000円 - 60,000円 = 40,000円$$

$$40,000円 \times 1/2 = 20,000円$$

$$30,000円 - 20,000円 = 10,000円$$

※10,000円から、振込手数料を差し引いて返金する。

- ・体験住宅を実際に利用された期間の賃料は、ご負担いただきます。お支払いには、利用者様が貸主にすでにお支払いしている「契約締結した賃料」を充当し、必要に応じて振込手数料を差し引いた残りの額を、貸主が利用者様へ返金いたします。

## ■天災等不可抗力の事由によるキャンセル

天災等不可抗力に起因する事由により、おためし暮らし事業が中止となった場合、体験住宅が滅失又は損失し利用者様が体験住宅の利用が不可能になり、やむを得ず契約を解約する場合、キャンセル料はいただきません。

なお、体験住宅を実際に利用された期間の賃料は、ご負担いただきます。

### 【キャンセルポリシーに関する問い合わせ】

住んでみたい当別推進協議会事務局

(当別町セールス戦略課ふるさとプロモーション係)

TEL 0133-23-3042